

## 感染症と出席停止

園生活は幼児の集団生活の場です。そのため、感染症には特に配慮が必要です。下記表(学校保健安全法施行規則に基づく表)の感染症にかかった場合は集団感染を防ぐために登園できなくなります。加療後、再登園する際には感染の恐れがないと認めた医師の治癒証明書が必要になります(治癒証明書は園HPよりダウンロード可能です。また、園でもお渡しできます)。

種別	病名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。) ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日(幼児は、三日)を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	解熱した後三日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで。
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

## &lt;備考&gt;

下記の病気も感染する疾患です。医師の診断・指示に従い、体調が悪い時にはお休みをお願いします。状況により、園医の指導等で出席停止をお願いする場合があります。良好な健康状態での登園をお願いします。

溶連菌感染症、A型肝炎、感染性胃腸炎、アデノウイルス感染症、RSウイルス感染症、マイコプラズマ感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、突発性発疹症、単純ヘルペス歯肉口内炎、伝染性紅斑 他